

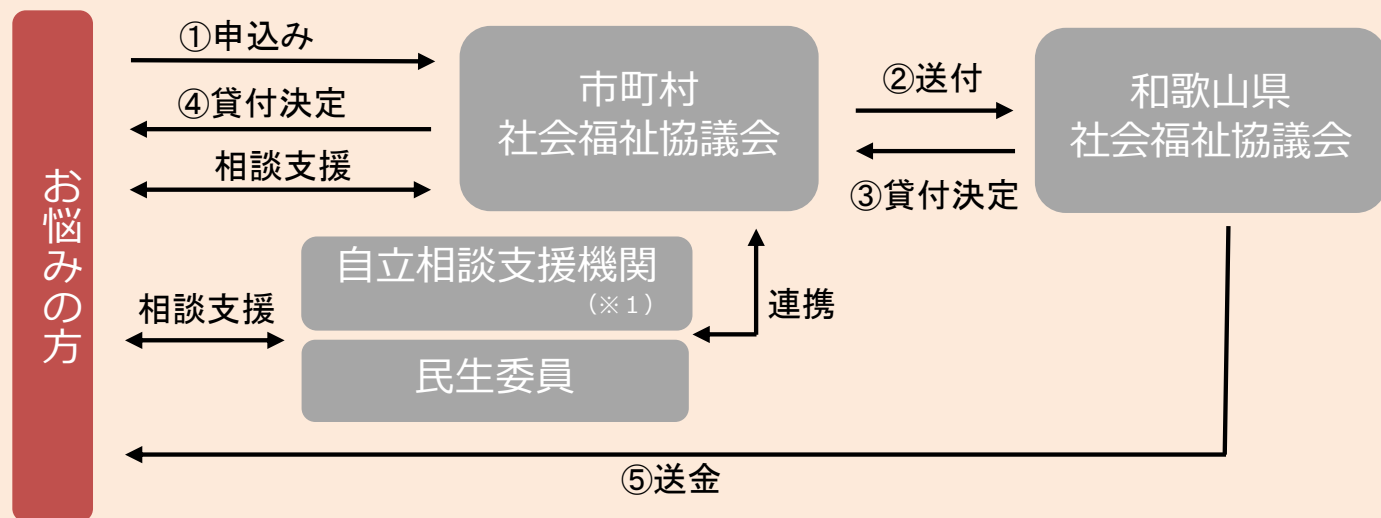
生活福祉資金の特例貸付に関するご案内 (緊急小口資金・総合支援資金(生活支援費))

和歌山県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、生活福祉資金(緊急小口資金・総合支援資金(生活支援費))の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問合せ先へお願いします。

基本的な貸付手続きの流れ



※1 総合支援資金の場合、令和2年10月1日以降の相談受付から自立相談支援機関の相談支援が必要です。

(生活福祉資金貸付制度は、民生委員による世帯更生運動をきっかけに昭和30年に創設され、それ以降、民生委員の関わりにより成り立っています。)

●お問合せ先 (お住まいの市町村社会福祉協議会)

受付期間

令和4年
8月末まで

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■ 貸付上限額（注2）

・ **10万円以内**

（次の1～6のいずれかの場合20万円以内）

- 1 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる
- 2 世帯員に要介護者がいる
- 3 世帯員が4人以上いる
- 4 世帯員に下記①または②の子の世話を行うことが必要となった労働者がいる
 - ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
 - ② 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
- 5 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- 6 その他、特に資金の貸付需要があると認められるとき

■ 据置期間

1年以内

■ 償還期限

2年以内

■ 貸付利子

無利子

■ 保証人

不要

■ 申込先

市町村社会福祉協議会

※令和4年12月末以前に償還が開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間が延長されることとなりました。（ただし、令和4年4月以降の新規申請分は、令和5年12月末日まで据置期間が延長。）

総合支援資金（生活支援費）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（注1）

■ 貸付上限額（注2）

・ **（2人以上）月20万円以内**

・ **（単身）月15万円以内**

貸付期間：原則3月以内

■ 据置期間

1年以内

■ 償還期限

10年以内

■ 貸付利子

無利子

■ 保証人

不要

■ 申込先

市町村社会福祉協議会

※令和4年12月末以前に償還が開始となる貸付については、令和4年12月末日まで据置期間が延長されることとなりました。（ただし、令和4年4月以降の新規申請分は、令和5年12月末日まで据置期間が延長。）

注1 総合支援資金の申込みにあたって、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等の利用が必要となります。

厚生労働省の通知によると、今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとなっています（別途要件があります）。

※ 借入れに必要な書類等については、和歌山県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。<https://www.wakayamakenshakyō.or.jp/>

